

## コンクリートブロック塀等の安全対策について

平成30年6月18日に大阪府北部を震源とする地震によりコンクリートブロック塀が倒壊し、小学生女児が死亡する痛ましい事故を受け、歩行者等の安全確保を図るため、小中学校等の公共施設及びスクールゾーン内の通学路のコンクリートブロック塀等の緊急点検を行いました。

また、スクールゾーン以外の安全対策については、9月末までに安全点検を実施し、コンクリートブロック塀等所有者へ改善要請を実施します。

### 1. 緊急点検と調査結果

#### 1) 公共施設の緊急点検・調査

##### ① 市内の小中学校等(18施設)の敷地内に有るコンクリートブロック塀等の緊急点検・調査

小学校	中学校	保育所	児童館
7	5	5	1

#### 【調査結果と対応】

小学校敷地内(プール)に設置されているコンクリートブロック塀のうち、現在の建築基準法に適合しない(既存不適格)箇所：2箇所、一部損傷亀裂が確認された塀：1箇所

⇒上記3箇所について、現在ブロック塀の撤去工事を発注。なお、危険回避のため、学校立会いのもと現場確認と注意喚起を行いました。

##### ② その他の公共施設

#### 公営住宅、公園、庁舎等242施設の敷地内のコンクリートブロック塀等の緊急点検・調査

市営住宅	公園	庁舎	集会所	公民館等	保健センター、病院	その他
20	132	3	32	5	4	46

#### 【調査結果】

支障となる施設なし

#### 2) スクールゾーン内コンクリートブロック塀等緊急調査

スクールゾーン内(小中学校から半径500m)の通学路において、沿道にある高さが1メートル以上のブロック塀等を一次調査として実施。623箇所のブロック塀が確認され、うち二次調査が必要と判断された21箇所について、市の建築職員による調査を行いました。

## 【調査結果と対応】

- 「危険性あり」判定8箇所 ⇒ 所有者に対し危険性を説明し、早期の改善を求める文書を送付しました。
- 著しく危険な1箇所 ⇒ 歩行者に対する注意喚起の表示を行いました。



▲危険箇所表示



▲危険ブロック計測中

## 2. 安全対策について

### 1) 市道の安全対策について

全庁的な体制をとり、以下①～③について9月末までに実施完了してまいります。

- ① 市道及び市の管理用道路の全路線について、道路の付属物であるカーブミラーや道路標識等の安全点検を実施し、緊急補修が必要な箇所は速やかに補修対応する。
- ② 道路占有物の看板及び道路沿いの看板や支障となる樹木等の点検を行うとともに、道路沿いの危険なブロック塀等の調査点検も併せて実施する。
- ③ 危険ブロック塀等や危険な看板、支障木等の危険箇所については、所有者に危険性を説明し、早期の改善を求めていく。

### 2) スクールゾーン以外の安全対策について

#### ①道路沿いのコンクリートブロック塀等の危険箇所の情報収集について

スクールゾーン内コンクリートブロック塀等緊急調査以外の箇所については、町内会、PTA、自主防災組織の総会等を通じ、コンクリートブロック塀等の点検・診断の必要性を普及・啓発し、地域における危険箇所の情報収集を推進します。

#### ② コンクリートブロック塀等を含む危険箇所について

①の地域からの危険箇所の情報提供を受け、二次調査を行います。また、危険箇所を把握し、道路沿いのコンクリートブロック塀等の危険箇所の解消のため、既存の支援制度により危険ブロック塀等の除却・改修を推進してまいります。

(1㎡あたり4,000円、限度額150,000円の除却補助制度)

### 問い合わせ先

市民総務部市民安全課防災係	担当：石垣	電話：355-6491
建設部定住促進課指導係	担当：佐藤	電話：355-8362
教育部教育総務課総務係	担当：扇谷	電話：362-7744